

## 2013年度連盟牧師給支援規程(付表)

適用期間 2013年4月1日から2014年3月31日まで

この付表は連盟施策の活動を実行するにあたり、牧師給の算定基準として設けられているものです。

## 【1.基本給】

規程第6条一別表(1)給与表

(単位:円)

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
0	198,600	9	281,000	18	363,200	27	403,700
1	203,900	10	292,900	19	369,000	28	407,200
2	210,700	11	305,000	20	374,400	29	410,300
3	217,600	12	316,100	21	379,400	30	412,400
4	227,600	13	325,000	22	384,000	31	408,200
5	237,800	14	333,800	23	388,200	32	410,300
6	246,900	15	342,400	24	392,500	33	412,500
7	257,700	16	349,500	25	396,300	34	414,500
8	269,200	17	356,600	26	399,900	35	416,700

(注)

1. 牧師経験通算5年以上の牧師の場合は、「毎年4月1日現在の満年齢-25」を以って「号俸数」(小数点以下切捨て)とする。
2. 牧師経験通算5年未満の牧師の場合は、経験度を給与に反映させるために、「毎年4月1日現在の満年齢-25」\*4/5(小数点以下切捨て)を以って「号俸数」とする。
3. ただし牧師の満年齢が満25歳以下の場合には満25歳と見なして計算するものとする。
4. 2013年4月時点で55歳以上の場合は昇給しないが、牧師経験通算5年以上による号俸数の適用は行うものとする。

## 【2.扶養家族手当】

規程第7条一別表(2)扶養家族手当表

続柄	単位	金額/月	備考
配偶者		13,000	
子 父・母 祖父・母 弟・妹 孫	二人まで  三人目から	6,500  5,500	子・孫・弟・妹;大学卒業相当まで。 父・母・祖父母;60歳以上。 但し、満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、一人当たり5,000円を加算。
心身障害者		35,000	障害等級2級以上及び同等の者。但し、続柄は上記各項の者に限る。金額は年齢に制限なく、続柄の区別なく別途に支給する。

(注)規程第7条に定める扶養親族の該当者は、同居の扶養親族であることを要する他、下記(1.~6.)の各種収入の総和が月額平均116,666円、年額1,400,000円を越えない者に限る。

- 1.当該親族自身の勤労収入等の収入
- 2.利子、配当、不動産貸付等の資産収入
- 3.償還義務のない奨学金の給付
- 4.年金、恩給等の給付
- 5.他の親族、知人からの仕送り
- 6.当該親族自身のその他の収入

## 【3.特別手当】

規程第10条

- \*夏期手当:(基本給+扶養家族手当)\*1.95ヶ月分を6月に支給する。  
\*冬期手当:(基本給+扶養家族手当)\*2.00ヶ月分を12月に支給する。

以上